



福岡医発第 1668 号 (地)
令和元年 9 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布及び「医療法人の機関について」等の一部改正について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり福岡県保健医療介護部より通知がありました。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人法」という。）により、医療法人制度を含む各制度において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）等に改正されました。

個別審査規定における省令への委任事項等を厚生労働省令で整備する等の所要の改正を行うため、標記省令が公布され、下記のとおり医療法施行規則が改正されました。

また、これを受けて下記の関係通知が改正されておりますのでご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正省令による医療法施行規則の改正について

医療法人の評議員になることができないものとして、成年被後見人法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 46 条の 4 第 2 項第 2 号に規定されている「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの」を、「精神の機能の障害により評議員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とすること。また、医療法人の役員になることができないものについても同様とすること。（改正省令による改正後の医療法施行規則第 31 条の 3 の 5 及び第 31 条の 4 の 3 関係）

2. 施行期日（成年被後見人法施行、改正省令による医療法施行規則改正、関係通知改正） 令和元年 9 月 14 日

3. 改正を行う関係通知

○「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号）

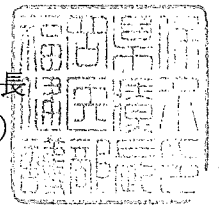
○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号）

1医指第1369号
令和元年9月18日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
一般社団法人福岡県医療法人協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

また、当該通知について、貴会員へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

福岡県保健医療介護部医療指導課
医療指導係

TEL：092-643-3274

FAX：092-643-3277

E-Mail：iryo@pref.fukuoka.lg.jp



医政発 0913 第 3 号
令和元年 9 月 13 日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人法」という。）により、医療法人制度を含む各制度において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）等に改正されました。

成年被後見人法により改正された法律の個別審査規定における省令への委任事項等を厚生労働省令で整備する等の所要の改正を行うため、本日付で、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 46 号。以下「改正省令」という。）が公布され、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の改正も行われました。

改正省令による医療法施行規則の改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令による医療法施行規則の改正について

医療法人の評議員になることができないものとして、成年被後見人法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 46 条の 4 第 2 項第 2 号に規定されている「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者」として厚生労働省令で定めるものを、「精神の機能の障害により評議員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とすること。また、医療法人の役員になることができないものについても同様とすること。（改正省令による改正後の医療法施行規則第 31 条の 3 の 5 及び第 31 条の 4 の 3 関係）



第2 施行期日

改正省令による医療法施行規則の改正は、令和元年9月14日（成年被後見人法の施行の日）から施行すること。

第3 関係通知の改正

改正省令の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

○厚生労働省令第四十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（法第三十条に関する事項） 第十八条（略） 2（略） 3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ ハ（略） 二 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） ホ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） (2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この(2)において同じ。の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。） ヘ リ（略）	（法第三十条に関する事項） 第十八条（略） 2（略） 3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ ハ（略） （新設） 二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） (2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。） ホ リチ（略）

ヌ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十四条の六第二項第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）並びに当該職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ル イ 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

ロ イ （略）

申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ 申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

ニ 前号トからワまでに掲げる書類

4 （略）

5 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、法人にあつては第三項第一号イからハまで及びホ（住民票の写し及び履歴書に係る部分に限る。）に掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びハ（住民票の写し及び履歴書に係る部分に限る。）に掲げる書類を添付することを要しない。

6 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請する場合であつて、無料の職業紹介事業を行つている事業所の職業紹介責任者を当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第三項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書（選任する職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ニの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

7 法第三十三条の三第一項の規定による届出をした法人が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、第三項第一号イ、ロ及びチからワまでに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該法人に係る法第三十三条の三第一項の規定による届出又は同条第二項において準用する法第三十二条の七第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

リ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十四条の六第二項に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）

ヌ イ 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

ロ イ （略）

（新設）

申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ハ 前号ヘからワまでに掲げる書類

4 （略）

5 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、法人にあつては第三項第一号イからニまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。

6 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請する場合であつて、無料の職業紹介事業を行つている事業所の職業紹介責任者を当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書（選任する職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

7 法第三十三条の三第一項の規定による届出をした法人が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、第三項第一号イ、ロ及びトからワまでに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該法人に係る法第三十三条の三第一項の規定による届出又は同条第二項において準用する法第三十二条の七第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

8 労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主若しくは労働者派遣法第五条第一項の規定による許可（以下「労働者派遣事業の許可」という。）の申請を現にしている者（以下「派遣元事業主等」という。）が法第三十条第一項の規定による許可の申請をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

- 一 申請者が法人である場合 第三項第一号イからトまでに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合 第三項第二号イからハまで及び二（同項第一号トに係る部分に限る。）に掲げる書類

9 11 (略)

(法第三十二条に関する事項)

第十九条 法第三十二条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により有料の職業紹介事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(法第三十二条の六に関する事項)

第二十二條 (略)

2 3 (略)

4 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第十八条第三項第一号イ、ロ、ニからトまで及び又（受請証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる書類（同号イ、ロ及びホに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第十八条第三項第一号ト及び又並びに同項第二号ロ及びハに掲げる書類（同号ハに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）

5 派遣元事業主等が法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を申請するとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の有効期間の更新の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

- 一 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イ、ロ及びニからトまでに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号ロ、ハ及び二（同項第一号トに係る部分に限る。）に掲げる書類

6 7 (略)

8 労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主若しくは労働者派遣法第五条第一項の規定による許可（以下「労働者派遣事業の許可」という。）の申請を現にしている者（以下「派遣元事業主等」という。）が法第三十条第一項の規定による許可の申請をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

- 一 申請者が法人である場合 第三項第一号イからハまでに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合 第三項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号ヘに係る部分に限る。）に掲げる書類

9 11 (略)

第十九条 削除

(法第三十二条の六に関する事項)

第二十二條 (略)

2 3 (略)

4 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第十八条第三項第一号イ、ロ、ニ、ホ、ヘ及びリ（受請証明書に係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる書類（同号イ、ロ及び二に掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第十八条第三項第一号ヘ及びリ並びに同項第二号ロに掲げる書類（同号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）

5 派遣元事業主等が法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を申請するとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の有効期間の更新の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

- 一 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イ、ロ及びニからヘまでに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号ロ及びハ（同項第一号ヘに係る部分に限る。）に掲げる書類

6 7 (略)

(法第三十二条の七に関する事項)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十八条第三項第一号チからルまでに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、同号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。)を添付することを要しない。

4 (略)

5 法第三十条第二項第四号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名に変更があつた場合において、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十八条第三項第一号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号二の書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

6 派遣元事業主等が法第三十二条の七第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のうち当該変更事項に係るものを添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イからトまでに掲げる書類

二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号イからハまで及び二(同項第一号トに係る部分に限る。)に掲げる書類

7 (略)

(法第三十二条の十四に関する事項)

第二十四条の六 (略)

2 法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること。

二 精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

(法第三十二条の七に関する事項)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十八条第三項第一号ト、チ、リ及び又に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。)を添付することを要しない。

4 (略)

5 法第三十条第二項第四号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名に変更があつた場合において、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

6 派遣元事業主等が法第三十二条の七第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のうち当該変更事項に係るものを添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一 申請者が法人である場合 第十八条第三項第一号イからヘまでに掲げる書類

二 申請者が個人である場合 第十八条第三項第二号イ、ロ及びハ(同項第一号ヘに係る部分に限る。)に掲げる書類

7 (略)

(法第三十二条の十四に関する事項)

第二十四条の六 (略)

2 法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。

事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第四項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二項」とあるのは「第二十五条第一項において準用する第二十三条第二項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書及び無料職業紹介事業許可証書換申請書」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十三条第五項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第六項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、第二十三条第七項中「第三十二条の七第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第三項」と、第二十四条中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、第二十四条の四第一項中「第三十二条の十二第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第一項」と、「有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」と、第二十四条の四第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、第二十四条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第一項」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と、第二十四条の八第三項中「第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ」とあるのは「それぞれ」と、第二十四条の八第五項中「第三十二条の十六第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第三項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(法第三十三条の三に関する事項)

第二十五条の三 (略)

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第十九条、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）、規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る法第三十二条の七第一項」と、「第二項」とあるのは「第二十五条第一項において準用する第二十三条第二項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書及び無料職業紹介事業許可証書換申請書」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十三条第五項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第六項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、第二十三条第七項中「第三十二条の七第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第三項」と、第二十四条中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、第二十四条の四第一項中「第三十二条の十二第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第一項」と、「有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」と、第二十四条の四第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、第二十四条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第一項」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と、第二十四条の八第三項中「第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ」とあるのは「それぞれ」と、第二十四条の八第五項中「第三十二条の十六第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六第三項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(法第三十三条の三に関する事項)

第二十五条の三 (略)

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）、規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第十八条第四項	(略)	(略)
	第十九条	法第三十二条第三号	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条第三号
(略)	有料の職業紹介事業	無料の職業紹介事業	
	第二十三条第三項	(略)	(略)
(略)	第十八条第三項第一号チからルまで	第二十五条の三第三項第二号から第五号まで	
	同号又	同項第四号	
(略)	第二十三条第五項	(略)	(略)
	法人にあつては第十八条第三項第一号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書	第二十五条の三第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書	

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書並びに当該職業紹介責任者の精神の障害に関する医師の診断書(当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る)。

五 七 (略)

4・5 (略)

(略)	第十八条第四項	(略)	(略)
	(新設)	(略)	(略)
(略)	第二十三条第三項	(略)	(略)
	第十八条第三項第一号ト、チ、リ及び又	第二十五条の三第三項第二号から第五号まで	
(略)	第十八条第三項第一号リ	第二十五条の三第三項第四号	
	第二十三条第五項	(略)	(略)
(略)	法人にあつては第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書	第二十五条の三第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書	

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書

五 七 (略)

4・5 (略)

様式第1号(第2面)

様式第1号(第2面)を次のように改める。

⑧ 兼業 の種類・内容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	
		() -

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	
		() -

⑫取次機関

イ 名 称 (ふりがな)	
ロ 住 所 (ふりがな)	
ハ 事業内容	

申請者(法人にあっては役員を含む。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第 1 号の 2 (第 2 面)

5 事業開始予定年月日	年 月 日
6 構成員の範囲等	
7 取次機関	
イ (ふりがな) 名 称	
ロ (ふりがな) 住 所	
ハ 事業内容	
8 備 考	

様式第 1 号の 2 (第 2 面) を次のように改める。

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第6号(第2面)

⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等		
⑪変 更 (廃 止) 年 月 日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備 考		

届出者(法人にあつては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第六号(第二面)を次のように改める。

(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)
第二条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
第一章第三章 (略)			第一章第三章 (略)		
第四章 管理			第四章 管理		
第一節 (略)			第一節 (略)		
第二節 役員(第五十七条の二第六十五条)			第二節 役員(第五十八条第六十五条)		
第三節第十節 (略)			第三節第十節 (略)		
第五章第十章 (略)			第五章第十章 (略)		
附則			附則		
(役員となることができない者)			(新設)		
第五十七条の二 法第二十九条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。					

(児童福祉法施行規則の一部改正)
第三条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
第六条の二 法第十八条の五第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設)		
第六条の二 (略)			第六条の二 (略)		
第六条の六 指定保育士養成施設の長は、第六条の二の二第一項第三号の規定による修業教科目及び単位数を同号の規定により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。			第六条の六 指定保育士養成施設の長は、第六条の二第一項第三号の規定による修業教科目及び単位数を同号の規定により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。		
第六条の三十四 保育士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行った都道府県知事に届け出なければならない。			第六条の三十四 保育士が次のいずれかに該当するに至つた場合は、当該保育士又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行った都道府県知事に届け出なければならない。		
一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合			一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合		
二 法第十八条の五第一号に該当するに至つた場合			二 法第十八条の五各号(第四号を除く。次条において同じ。)のいずれかに該当するに至つた場合		
三 法第十八条の五第二号、第三号又は第五号に該当するに至つた場合			(新設)		
代理人					

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

附 則

第五十五条 第六条の二の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。

第一号様式中「第六条の二第一項第三号」を「第六条の二の二第一項第三号」に改める。

第五号様式中「旅館業を営む者又は前条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）に変更があつたときは、又又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。」に改める。

（旅館業法施行規則の一部改正）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

第一条の二 法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第四条 旅館業を営む者は、第一条、第二条及び前条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）に変更があつたときは又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（医療法施行規則の一部改正）

第五条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

目次

第一章 第四章の三（略）

第五章 医療法人

第一節 第二節（略）

第三節 機関

第一款（略）

第二款 評議員及び評議員会（第三十一条の三の五・第三十一条の四の二）

第三款 役員等（第三十一条の四の三・第三十二条の四）

第四節 第九節（略）

第六章 第七章（略）

附 則

（法第四十六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める者）

第三十一条の三の五 法第四十六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により評議員の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（評議員に関する規定の準用）

第三十一条の四の三 第三十一条の三の五の規定は、医療法人の役員について準用する。この場合において、同条中「第四十六条の四第二項第二号」とあるのは「第四十六条の五第五項において準用する法第四十六条の四第二項第二号」と、「評議員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（新設）

附 則

第五十五条 第六条の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。

第一号様式中「第六条の二第一項第三号」を「第六条の二の二第一項第三号」に改める。

第五号様式中「旅館業を営む者又は前条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）に変更があつたときは、又又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。」に改める。

（旅館業法施行規則の一部改正）

改 正 前

（新設）

第四条 旅館業を営む者は、前三条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）を変更したときは又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

改 正 前

目次

第一章 第四章の三（略）

第五章 医療法人

第一節 第二節（略）

第三節 機関

第一款（略）

第二款 評議員及び評議員会（第三十一条の四・第三十一条の四の二）

第三款 役員等（第三十一条の五・第三十二条の四）

第四節 第九節（略）

第六章 第七章（略）

附 則

（新設）

（新設）

（生活保護法施行規則の一部改正）
 第六條 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(変更等の届出) 第十四条 (略)	(変更等の届出) 第十四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第二項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第七条第一項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百二条、第一百三十三条第三項、第一百四十四条第一項、第一百四十五条の九第一項、第一百四十五条の十九第一項、第一百四十五条の二十九第一項、第一百四十五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十七号)第九条第二項又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第八条第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第二項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。	3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第二項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百二条、第一百三十三条第三項、第一百四十四条第一項、第一百四十五条の二十九第一項若しくは第一百四十五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十七号)第九条第二項又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第八条第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第二項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

第七條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	改	正	前
第十三条の三の二 法第三十三条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により同条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設)		

第八条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	改	正	前
(職務を適正に執行することができない者)					
第二条の六の二 法第四十条第一項第二号（法第四十四条第一項、第四十六条の六第六項及び第百十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設)		

(水道法施行規則の一部改正)
第九条 水道法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(指定の申請) 第十八条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 法第二十五条の三第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 二 (略) 3 (略) (厚生労働省令で定める者) 第二十条の二 法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (変更の届出) 第三十四条 (略) 2 第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。 一 (略) 二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書 様式第二中「ナ」を「ノ」に改める。 (社会保険労務士法施行規則の一部改正) 第十条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。			(指定の申請) 第十八条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 二 (略) 3 (略) (新設) (変更の届出) 第三十四条 (略) 2 第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。 一 (略) 二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書		

改 正 後			改 正 前		
(登録の取消しに関する届出) 第十二条の三の二 社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその同居の親族は、遅滞なく、その旨を連合会に届け出なければならない。 2 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士の登録を受けた者の所属社会保険労務士会又は当該社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の十第一項各号のいずれかに該当することとなつた際に所屬していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。			(新設)		

(傍線部分は改正部分)

(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)
 第十一条 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前				
(法第二十八條第五項第一号の厚生労働省令で定める者) 第四十二條の二 法第二十八條第五項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (都道府県知事への届出) 第四十二條の三 職業訓練指導員免許を受けた者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該職業訓練指導員免許を受けた者が精神の機能の障害を有する状態となり職業訓練指導員の業務の継続が著しく困難となつたときは、都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。 (キャリアコンサルタントの登録) 第四十八條の十六 (略) 2・3 (略) 4 法第三十條の十九第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 様式第八号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。 様式第十一号中「2 成年被後見人又は被保佐人に該当（する・しない）」を附号「3 禁錮以上の刑に処せられたことの有無」と「4」と「6カ月」を「6ヵ月」に改める。 様式第十二号の七及び様式第十二号の八中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。 (労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正) 第十二條 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。 <table border="1"> <tr> <th>改正後</th><th>改正前</th></tr> <tr> <td> (登録を受けることができない者) 第十七條の二 法第八十四條第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (報告) 第十九條 コンサルタント又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該コンサルタントが精神の機能の障害を有する者であるとの医師の診断を受けコンサルタントの業務の継続が著しく困難となつたときは、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。 </td><td> (新設) (新設) (新設) (業務廃止等の報告) 第十九條 (新設) </td></tr> </table>	改正後	改正前	(登録を受けることができない者) 第十七條の二 法第八十四條第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (報告) 第十九條 コンサルタント又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該コンサルタントが精神の機能の障害を有する者であるとの医師の診断を受けコンサルタントの業務の継続が著しく困難となつたときは、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	(新設) (新設) (新設) (業務廃止等の報告) 第十九條 (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (業務廃止等の報告) 第十九條 (新設)
改正後	改正前				
(登録を受けることができない者) 第十七條の二 法第八十四條第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (報告) 第十九條 コンサルタント又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該コンサルタントが精神の機能の障害を有する者であるとの医師の診断を受けコンサルタントの業務の継続が著しく困難となつたときは、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	(新設) (新設) (新設) (業務廃止等の報告) 第十九條 (新設)				

21 コンサルタントがその業務を廃止し、死亡し、又は法第八十四条第二項第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、当該コンサルタント、その相続人又は法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(指定登録機関が登録業務を行う場合における規定の適用)

第二十條の三 法第八十五条の二第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）が同条第一項に規定する登録事務（以下「登録事務」という。）を行う場合における第十七条、第十八条、第十八条の二、第十八条の三、第十九条及び前条の規定の適用については、第十七条、第十八条、第十八条の二及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十七条第三項中「当該申請者に通知するものとする」とあるのは「当該申請者に通知するものとする。この場合において、指定登録機関は、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。」と、第十八条の三第一項中「登録事項変更等申請書又は登録証再交付申請書に二千二百円に相当する額の収入印紙をはつて」とあるのは「法第八十五条の三において読み替えて準用する法第七十五条の六第一項に規定する規程で定めるところにより」と、第十九条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「業務を廃止し、又は死亡したときにあつては指定登録機関に、同項第二号又は第三号に該当するに至つたときにあつては厚生労働大臣」とする。

コンサルタントがその業務を廃止し、死亡し、又は法第八十四条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、当該コンサルタント、その相続人又は法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(指定登録機関が登録業務を行う場合における規定の適用)

第二十條の三 法第八十五条の二第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）が同条第一項に規定する登録事務（以下「登録事務」という。）を行う場合における第十七条、第十八条、第十八条の二、第十八条の三、第十九条及び前条の規定の適用については、第十七条、第十八条、第十八条の二及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十七条第三項中「当該申請者に通知するものとする」とあるのは「当該申請者に通知するものとする。この場合において、指定登録機関は、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。」と、第十八条の三第一項中「登録事項変更等申請書又は登録証再交付申請書に二千二百円に相当する額の収入印紙をはつて」とあるのは「法第八十五条の三において読み替えて準用する法第七十五条の六第一項に規定する規程で定めるところにより」と、第十九条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「業務を廃止し、又は死亡したときにあつては指定登録機関に、同項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときにあつては厚生労働大臣」とする。

様式第三号中「成年障害者又は被保佐人」を「**労働安全コンサルタントの業務を適正に行うに必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者**」と「**労働安全**」を「**労働安全**」に改める。

第十三条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(欠格条項)		(新設)	
第五條の十五 法第六條第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。		(業務廃止等の報告)	
(報告)		第十二條 (新設)	
第十二條 作業環境測定士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該作業環境測定士が精神の機能の障害を有する状態となり作業環境測定士の業務の継続が著しく困難となつたときは、遅滞なく、その旨を、書面により、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。		作業環境測定士がその業務を廃止し、死亡し、又は法第六條第一号若しくは第三号のいずれかに該当するに至つたときは、当該作業環境測定士、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。	
21 作業環境測定士がその業務を廃止し、死亡し、又は法第八十四条第二項第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、当該コンサルタント、その相続人又は法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。			

(指定登録機関が登録事務を行う場合における規定の適用)
第十三条の二 (略)

2 指定登録機関が登録事務を行う場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項中「所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあるのは、「業務を廃止し、又は死亡したときにあつては指定登録機関に、同条第三号に該当するに至つたときにあつては当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とする。
(帳簿の作成と保存)

第五十一条の八 指定登録機関は、作業環境測定士の種別及びその種別が第一種作業環境測定士である場合にあつては作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。
一・二 (略)

三 各月における第十二条第二項の報告(作業環境測定士がその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。)及び前条の報告の件数
四 (略)

様式第一号中「成書検査人又は検査人」を「精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。
(建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後

(法第十二条に関する事項)

第九条 (略)

2 前項の実施計画認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・六 (略)

七 役員(法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人。次号及び第九号において同じ。)の住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。)及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。)を記載したものに限る。)とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。)及び履歴書

八 役員(法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人。次号及び第九号において同じ。)の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

九 役員が未成年の場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

改 正 前

(法第十二条に関する事項)

第九条 (略)

2 前項の実施計画認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・六 (略)

七 役員(法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人)の住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。)及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。)を記載したものに限る。)とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。)及び履歴書
(新設)

八 役員が未成年の場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(傍線部分は改正部分)

ロ 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る第二十条第二項第一号イからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年の場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下このロにおいて同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

十 (略)

三 七 (略)

(法第十三条第四号の厚生労働省令で定める者)

第九條の二 法第十三条第四号ロの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第十三条第四号ハの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(認定団体に係る変更の届出)

第十二條 認定団体は、第九条第二項第二号、第五号又は第七号から第九号までのいずれかに掲げる書類の内容に変更があつたときは、速やかにその変更に係る書類を添付して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(法第十八条に関する事項)

第十三條 (略)

2 (略)

3 法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下第十七条までにおいて「受講証明書」という。）並びに当該職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

五 (略)

4 (略)

(法第二十三条に関する事項)

第十六條 (略)

2 (略)

ロ 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る第二十条第二項第一号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年の場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

九 (略)

三 七 (略)

(新設)

(認定団体に係る変更の届出)

第十二條 認定団体は、第九条第二項第二号、第五号、第七号又は第八号に掲げる書類の内容に変更があつたときは、速やかにその変更に係る書類を添付して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(法第十八条に関する事項)

第十三條 (略)

2 (略)

3 法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項に規定する講習を修了したことを証する書類（以下第十七条までにおいて「受講証明書」という。）

五 (略)

4 (略)

(法第二十三条に関する事項)

第十六條 (略)

2 (略)

3 法第二十三条第五項において準用する法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、第九条第二項第一号、第四号、第八号及び第九号並びに第十三条第三項第一号及び第四号（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）に掲げる書類（第九条第二項第一号及び第九号に掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）とする。

4・5 (略)

(法第三十一条に関する事項)

第二十條 (略)

2 法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ、ハ (略)

ニ 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ホ 役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

リ、ヘ、チ (略)

建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとに選任された雇用管理責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）並びに当該雇用管理責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該雇用管理責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

ロ、イ (略)

申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ 申請者が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

3 法第二十三条第五項において準用する法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、第九条第二項第一号、第四号及び第八号並びに第十三条第三項第一号及び第四号（受講証明書に係る部分に限る。）に掲げる書類（第九条第二項第一号及び第八号に掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）とする。

4・5 (略)

(法第三十一条に関する事項)

第二十條 (略)

2 法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ、ハ (略)

(新設)

ニ 役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ホ、ト (略)

建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとに選任された雇用管理責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）

申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ (略)

(新設)

申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ロ 申請者が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イから二までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し

営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イから二までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この(2)において同じ。の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

二 前号へ、チ及びリに掲げる書類

3 (略)

(法第三十二条第三号の厚生労働省令で定める者)

第二十条の二 法第三十二条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(法第三十六条に関する事項)

第二十二条 (略)

2 法第三十六条第五項において準用する法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号イ、ロ、ニからチまで及びリ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）に掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号へ、チ及びリ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）並びに同項第二号ロに掲げる書類

3・4 (略)

(法第三十七条に関する事項)

第二十三条 (略)

2 法第三十七条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第二十条第二項第一号へ、チ及びリに、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号二に掲げる書類（建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該新設する事業所の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては同項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した雇用管理責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を、個人にあつては同項第二号二に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

3 (略)

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イから八までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し

営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イから八までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ハ 前号ホ、ト及びチに掲げる書類

3 (略)

(新設)

(法第三十六条に関する事項)

第二十二条 (略)

2 法第三十六条第五項において準用する法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号イ、ロ、ニからトまで及びチ（受講証明書に係る部分に限る。）に掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号ホ、ト及びチ（受講証明書に係る部分に限る。）に掲げる書類

3・4 (略)

(法第三十七条に関する事項)

第二十三条 (略)

2 法第三十七条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第二十条第二項第一号ホ、ト及びチに、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ハに掲げる書類（建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該新設する事業所の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第二十条第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した雇用管理責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

3 (略)

4 法第三十一条第二項第四号に掲げる事項のうち雇用管理責任者の氏名に変更があつた場合において、当該送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該変更に係る事業所の変更後の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

5 (略)

(労働者派遣法施行規則の特例等)

第二十七条 (略)

2 建設業務労働者就業機会確保事業に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十八条中「法」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）と、労働者派遣法施行規則第二十三条、第二十四条第二号、第二十四条の二及び第二十八条第二号中「労働者派遣契約」とあるのは「建設業務労働者就業機会確保契約」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用送出労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十七条第一項及び第三項中「法第二十六条第一項各号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条各号」と、労働者派遣法施行規則第二十八条第二号中「法第二十六条第一項第四号、第五号又は第十号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条第四号、第五号又は第九号」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二第一号中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第三十条第一項中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第三十四条及び第三十五条において「労働者派遣法」という。）第三十七条第一項に規定する派遣元管理台帳をいう。次項及び第三十二条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十二条中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十四条中「による派遣先責任者」とあるのは「による受入責任者（労働者派遣法第四十一条に規定する派遣先責任者をいう。以下この条及び第三十六条第五号において同じ。）」と、同条第一号及び第三号並びに労働者派遣法施行規則第三十六条第五号中「派遣先責任者」とあるのは「受入責任者」と、労働者派遣法施行規則第三十五条第一項中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳（労働者派遣法第四十二条第一項に規定する派遣先管理台帳をいう。次項及び第三十七条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十七条中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十六条第四号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」とする。

4 法第三十一条第二項第四号に掲げる事項のうち雇用管理責任者の氏名に変更があつた場合において、当該送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該変更に係る事業所の変更後の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号の書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

5 (略)

(労働者派遣法施行規則の特例等)

第二十七条 (略)

2 建設業務労働者就業機会確保事業に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十八条中「法」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）と、労働者派遣法施行規則第二十三条、第二十四条第二号、第二十四条の二及び第二十八条第二号中「労働者派遣契約」とあるのは「建設業務労働者就業機会確保契約」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用送出労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十七条第一項及び第三項中「法第二十六条第一項各号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条各号」と、労働者派遣法施行規則第二十八条第二号中「法第二十六条第一項第四号、第五号又は第十号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条第四号、第五号又は第九号」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二第一号中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第三十条第一項中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第三十四条及び第三十五条において「労働者派遣法」という。）第三十七条第一項に規定する派遣元管理台帳をいう。次項及び第三十二条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十二条中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十四条中「による派遣先責任者」とあるのは「による受入責任者（労働者派遣法第四十一条に規定する派遣先責任者をいう。以下この条及び第三十六条第五号において同じ。）」と、同条第一号及び第三号並びに労働者派遣法施行規則第三十六条第五号中「派遣先責任者」とあるのは「受入責任者」と、労働者派遣法施行規則第三十五条第一項中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳（労働者派遣法第四十二条第一項に規定する派遣先管理台帳をいう。次項及び第三十七条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十七条中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十六条第四号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」とする。

様式第6号(裏面)

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名 称	所 在 地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() -

⑨事業所		
名 称	所 在 地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() -

⑨事業所		
名 称	所 在 地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() -

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用される職業安定法第32条の14の厚生労働省令で定める基準に関する事項(該当する場合のみ記載)

⑫職業紹介責任者であって、精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者	氏 名

また、⑩の者は、未成年者に該当しないこと、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第13条第4号イ及びニに該当しない者であること及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第19条の2の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

記載要領

- 建設業務有料職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、2の全文を抹消すること。
- 建設業務有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、1の全文を抹消すること。
- ①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- ②欄には、申請する団体の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、()に許可の有効期間の末日を記載すること。
- ④欄には、申請する団体の名称を記載すること。
- ⑤欄には、申請する団体の主たる事務所の所在地を記載すること。
- ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。
- ⑨欄には、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- ⑪欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。
- ⑫欄には、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用される職業安定法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者が認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、その者の氏名を記載し、あわせて該当する者について精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第六号(裏面)を次のように改める。

様式第11号 (表面)

(日本産業規格 A 列 4)

建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書
建設業務有料職業紹介事業変更届出書
建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書

厚生労働大臣 殿

① 年 月 日

②申請・届出者 名称

(ふりがな)

(ふりがな)

代表者

1. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第21条第3項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。
2. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第24条第1項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。
3. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第25条の規定により、下記のとおり建設業務有料職業紹介事業許可証の書換申請をします。

記

③許可番号			
(ふりがな)			
④名称			
(ふりがな)			
⑤所在地	〒□□□□-□□□□ 電話 ()		
(ふりがな)			
⑥事業所	(ふりがな) 名称		
(ふりがな)	所在地		
⑦変更事項			
⑧変更前			
⑨変更後			
⑩取扱職種の範囲等			
⑪変更(廃止)年月日			
⑫職業紹介責任者	(氏名)	(住所)	
⑬職業紹介責任者であって、精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者(該当する場合のみ記載)	(氏名)		
⑭変更(廃止)理由			
⑮備考			

なお、職業紹介責任者については、未成年者に該当しないこと、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第13条第4号イ及びニに該当しない者であること及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則19条の2の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

様式第11号 (裏面)

記載要領

- 1 建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書の表題等の記載方法
建設業務有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業変更届出書」及び「建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書」を抹消し、並びに2及び3の全文を抹消すること。
- 2 建設業務有料職業紹介事業変更届出書の表題等の記載方法
 - (1) 建設業務有料職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書」及び「建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書」の文字を抹消し、並びに1及び3の全文を抹消すること。
 - (2) 変更に係る事項が建設業務有料職業紹介事業許可証記載事項であるときには、(1)に関わらず、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書」の文字を抹消せず、また、3を抹消しないこと。
- 3 建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書の表題等の記載方法
 - (1) 書換えが建設労働者の雇用の改善等に関する法律第23条第2項の規定による許可の有効期間の変更によるものであるときは、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書」及び「建設業務有料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び2の全文を抹消し、書換えが2の届出に伴うものであるときは2の(2)によること。
 - (2) 許可証の書換えを申請する場合には、⑥欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、⑦欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 その他
 - (1) ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
 - (2) ②欄には、申請者又は届出者の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - (3) ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。
 - (4) ⑤欄には、主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (5) ⑪欄には、変更事項(廃止)について、変更(廃止)した年月日を記載すること。
 - (6) ⑬欄には、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用される職業安定法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者が認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、その者の氏名を記載し、あわせて該当する者について精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
 - (7) ⑮備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。
 - (8) なお書きは、職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。
 - (9) 新たに建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
⑪欄に事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。⑫欄には、建設業務有料職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日、及び場所を記載すること。⑭欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

様式第13号(第2面)

(日本産業規格 A 列 4)

4 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所に関する事項

①事業所の名称 (ふりがな)	②事業所の所在地
	〒()
	() -

③雇用管理責任者の氏名、職名及び住所

氏 名 (ふりがな)	職 名	住 所	備考

④備考

※

①事業所の名称 (ふりがな)	②事業所の所在地
	〒()
	() -

③雇用管理責任者の氏名、職名及び住所

氏 名 (ふりがな)	職 名	住 所	備考

④備考

※

5 法第32条第3号及び法第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項 (該当がある場合のみ記載)
精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名

1 申請者 (申請者が未成年の場合、 その法定代理人を含む。)	2 役員 (法人のみ。役員が未成年の場合、 その法定代理人を含む。)	3 雇用管理責任者
氏 名 (ふりがな)	氏 名 (ふりがな)	氏 名 (ふりがな)

6 許可年月日

年 月 日

7 許可番号

8 事業開始予定年月日

年 月 日

その他

様式第13号 (第3面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第1面上方の「第36条第3項」の文字を抹消すること。この場合には、5欄及び6欄には記載しないこと。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可」の文字並びに第1面上方の「第31条第1項」の文字を抹消すること。この場合には、7欄には記載しないこと。
- 4 許可の有効期間の更新を申請する場合は、3欄の記載は要しないこと。
- 5 第1面上方の申請者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 4欄には、申請者が建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする事業所を全て記載すること。
- 7 4欄の④には、雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。
- 8 5欄には、申請者（申請者が未成年の場合、その法定代理人）、役員（法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び法第44条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により雇用管理責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。あわせて該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
- 9 その他の欄に、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 10 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第16号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

※ 再交付 書 換	年月日	年 月 日
--------------	-----	-------

様式第十六号 (第一面) を次のように改める。

建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書
建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書
建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
届出者

印

- 1 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第34条第3項の規定により下記のとおり許可証の再発行を申請します。
- 2 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第37条第1項の規定により下記のとおり届けます。
- 3 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第38条の規定により下記のとおり許可証の書換を申請します。
- 4 届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者又は役員が未成年である場合、その法定代理人）は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条各号（個人にあつては第1号から第6号まで）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 5 雇用管理責任者は、未成年者に該当せず、かつ、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないことを誓約します。

1 許可番号		2 許可年月日	年 月 日
(ふりがな)			
3 氏名又は名称			
4 住所	〒 () () -		
(ふりがな)			
5 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな)			
6 事業所の名称			
7 事業所の所在地	〒 () () -		
			※

様式第16号 (第4面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 第1面上方の申請者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 3欄から7欄までには、8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。
- 4 許可証の再交付を申請するときの記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄及び10欄には記載しないこと。
- 5 建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の④、⑤又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、8欄の④又は⑤の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の4の全文を、8欄の⑧の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の5の全文を抹消すること。
 - (2) 8欄の④又は⑤に係る変更の届出をしようとする場合には、6、7欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
 - (4) 9欄には記載しないこと。
 - (5) 8欄の⑤又は⑧に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。
 - (6) 8欄の⑧に係る変更の届出をしようとする場合には、備考欄に雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。
- 6 建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の②、③、⑥又は⑦の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」並びに第1面上方1、4及び5の全文を抹消すること。
 - (2) 8欄の②、③に係る変更の届出をしようとする場合には6、7欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
 - (4) 9欄には記載しないこと。
 - (5) 8欄の⑥又は⑦の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。
- 7 建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3及び4の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄の⑨のホについては、雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。

(日本産業規格 A 列 4)

- (3) 6 欄、7 欄及び 9 欄には記載しないこと。
- (4) 備考欄に、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 8 建設業務労働者就業機会確保事業において、8 欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第 1 面上方 1、3、4 及び 5 の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
 - (2) 6 欄、7 欄及び 9 欄には記載しないこと。
 - (3) 備考欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 9 9 欄には、役員（法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び法第 44 条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 36 条の規定により雇用管理責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。あわせて該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
- 10 11 欄には、当該事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行つている事業所について記載すること。
- 11 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第 23 条第 2 項の規定により添付書類を省略する場合は、第 3 面下方の備考欄にその旨を記載すること。
- 12 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第 23 条第 4 項の規定により添付書類を省略する場合は、第 3 面下方の備考欄にその旨及び変更後の雇用管理責任者が当該変更前に雇用管理責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。
- 13 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

改 正 後

(許可の申請手続)

第一条の二 (略)

法第五條第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合に於ては、次に掲げる書類

イハ (略)

二 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)
ホ 役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合に於ては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合に於ては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。以下この(2)において同じ。)の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)を含む。)

ヘチ (略)

リ 労働者派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十九條の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類(以下「受講証明書」という。))並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

ヌロ (略)

申請者が個人である場合に於ては、次に掲げる書類

イ (略)

申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

ハ 申請者が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合に於ては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合に於ては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係る同号イからニま

改 正 前

(許可の申請手続)

第一条の二 (略)

法第五條第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合に於ては、次に掲げる書類

イハ (略)

ニ 役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合に於ては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合に於ては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。)の住民票の写し及び履歴書を含む。)

ホト (略)
チ 労働者派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十九條の二に規定する講習を修了したことを証する書類(以下「受講証明書」という。)

リル (略)

申請者が個人である場合に於ては、次に掲げる書類

イ (新設)

申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

ハ 申請者が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合に於ては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合に於ては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係る同号イからハま

でに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

- 3 (略)
- 二 前号へ及びチからヲまでに掲げる書類

(法第六条第三号の厚生労働省令で定める者)

第一条の三 法第六条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により労働者派遣事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第一条の四・第一条の五 (略)

(許可の有効期間の更新の申請手続)

第五条 (略)

2 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号イ、ロ、ニからチまで、リ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）及びヌからヲまでに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号ヘ、チ、リ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）及びヌからヲまで並びに同項第二号ロに掲げる書類

3・4 (略)

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 法第十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の労働者派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第一条の二第二項第一号ヘ及びチからヲまでに、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ニに掲げる書類（労働者派遣事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、法第二条第四号に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）が労働者派遣事業を行つて他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

3 (略)

4 法第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において、当該派遣元事業主が労働者派遣事業を行つて他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

(法第三十六条の厚生労働省令で定める基準)

第二十九条の二 法第三十六条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること。
- 二 精神の機能の障害により派遣元責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

でに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

- 3 (略)
- ハ 前号ホ及びトからルまでに掲げる書類

(新設)

第一条の三・第一条の四 (略)

(許可の有効期間の更新の申請手続)

第五条 (略)

2 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号イ、ロ、ニからトまで、チ（受講証明書に係る部分に限る。）及びリからルまでに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号ホ、ト、チ（受講証明書に係る部分に限る。）及びリからルまでに掲げる書類

3・4 (略)

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 法第十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の労働者派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第一条の二第二項第一号ホ及びトからルまでに、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ハに掲げる書類（労働者派遣事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、法第二条第四号に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）が労働者派遣事業を行つて他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

3 (略)

4 法第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において、当該派遣元事業主が労働者派遣事業を行つて他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

(法第三十六条の厚生労働省令で定める基準)

第二十九条の二 法第三十六条の厚生労働省令で定める基準は、過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。

様式第 1 号 (第 1 面)

(日本産業規格 A 列 4)

※ 許可番号	
※ 許可年月日 許可有効期間更新	年 月 日

労働者派遣事業許可有効期間更新申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第 5 条第 1 項
第 10 条第 2 項

の規定により、下記のとおり

許可 ☐ を申請します。
許可有効期間更新 ☐

申請者（法人にあっては役員を含む。）（申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 6 条各号（第 3 号を除く。個人にあっては第 3 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 36 条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第 6 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第 29 条の 2 第 1 号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記

(ふりがな)			
1 氏名又は名称			
2 住 所	〒 () () -		
3 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	4 全労働者数
5 産業分類（細分類）	名称	分類番号	
6 役員の氏名、役名及び住所（法人の場合）			
(ふりがな)	役 名	住 所	
氏 名			
代 表 者			

収入印紙
(消印してはな
らない。)

様式第一号（第一面）及び様式第一号（第三面）を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 面)

記載要領

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中及び第 1 面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第 1 面上方の「第 10 条第 2 項」の文字を抹消すること。この場合には、8 欄及び 9 欄には記載しないこと。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第 1 面上方の「許可」の文字並びに第 1 面上方の「第 5 条第 1 項」の文字を抹消すること。事業所枝番号がある場合には、7 欄の⑧に該当する事業所の事業所枝番号を記載すること。なお、10 欄には記載しないこと。
- 4 第 1 面上方の申請者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 3 欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者である場合には「2 中小企業」の数字、その他の企業者である場合には「1 大企業」の数字をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 4 欄には、申請する日の属する月の前月の末日に雇用している全労働者数を記載すること。
- 7 5 欄は、申請日時点における最新の日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。
- 8 許可の有効期間の更新を申請するときは、6 欄の記載は要しないこと。
- 9 7 欄は、申請者が労働者派遣事業を行おうとする事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 10 7 欄の③は、該当する文字を○で囲むこと。
なお、「有」の場合には、7 欄の④に該当する派遣元責任者の「製造業務専門派遣元責任者」欄に○印を記載すること。
- 11 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において派遣元責任者が対応する場合は、7 欄の④の「キャリアコンサルティングの担当者」欄に○印を記載すること。
- 12 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において 7 欄の④の派遣元責任者以外の者が対応する場合は、7 欄の⑤に当該者の氏名及び職名を記載すること。
- 13 11 欄には、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 14 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第5号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

再交付
※ 書換 年月日 年 月 日

様式第五号(第一面)を次のように改める。

許可証再交付申請書
労働者派遣事業変更届出書
労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

厚生労働大臣 殿

年 月 日

申請者□

届出者□

印

- 1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
- 3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第4項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。
- 4 届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)(については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号(第3号を除く。個人にあっては第3号及び第11号を除く。)(のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。
- 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記

1 許可番号	2 許可年月日		年 月 日
(ふりがな) 3 氏名又は名称			
4 住所	〒 () () -		
(ふりがな) 5 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな) 6 事業所の名称			
7 事業所の所在地	〒 () () -		
※			

収入印紙
(消印しては
ならない。)

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)
第十六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
第一章 総則(第一条・第一条の二)			第一章 総則(第一条)		
第一章の二 社会福祉士(第一条の三―第十八条)			第一章の二 社会福祉士(第一条の二―第十八条)		
第二章 第三章 (略)			第二章 第三章 (略)		
附則			附則		
(法第三条第一号の厚生労働省令で定める者)			(新設)		
第一条の二 法第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設)		
第一条の三 (略)			第一条の二 (略)		
(死亡等の届出)			(死亡等の届出)		
第十五条 社会福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、社会福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。			第十五条 社会福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該社会福祉士又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、社会福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。		
一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者			一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合		
二 法第三条第一号に該当するに至つた場合 当該社会福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人			二 法第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合		
三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合 当該社会福祉士又は法定代理人			(新設)		
附則			附則		
(法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者)			(新設)		
第五条の二 法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設)		
(死亡等の届出)			(新設)		
第八条の二 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。			(新設)		
一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者			(新設)		
二 法附則第四条第三項第一号に該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人			(新設)		
三 法附則第四条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人			(新設)		

様式第二中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。
様式第六中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

(港灣労働法施行規則の一部改正)
第十七条 港灣労働法施行規則(昭和六十三年労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(許可の申請手続) 第十一条 (略)		(許可の申請手続) 第十一条 (略)	
2 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イハ (略) 二 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。) ホ 役員が未成年者で港灣労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。) (2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイから二までに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港灣労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係るイから二までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。以下この(2)において同じ。)の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)を含む。) ヘリ (略) ヌ 選任する派遣元責任者(法第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。)の住民票の写し、履歴書及び第二十三條第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)第二十九條の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類(以下「受講証明書」という。)並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。) 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類 ロイ (略)		(傍線部分は改正部分) 2 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イハ (略) (新設) 二 役員が未成年者で港灣労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイから八までに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港灣労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係るイから八までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。)の住民票の写し及び履歴書を含む。) ホチ (略) リ 選任する派遣元責任者(法第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。)の住民票の写し、履歴書及び第二十三條第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)第二十九條の二に規定する講習を修了したことを証する書類(以下「受講証明書」という。) 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ (略) (新設)	

書に係る部分に限る。)に掲げる書類

3・4 (略)

5 統括事業所の事業主が、当該統括事業所以外の事業所に^{（略）}法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、法人にあつては^{（略）}法第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イからハまでに掲げる書類を添付することを要しない。

6 申請者が当該申請に係る港湾における一般港湾運送事業等の事業主である場合においては、法人にあつては^{（略）}法第二項第一号イ及びロに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号二に掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。

（変更の届出等）

第十八条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第二項第六号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた法第十八条第一項に規定する港湾派遣元事業主（以下「港湾派遣元事業主」という。）が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行つてゐる場合において、当該港湾派遣元事業主が港湾労働者派遣事業を行つてゐる当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては^{（略）}法第二項第一号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号二に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

（労働者派遣法施行規則の特例等）

第二十三条 (略)

2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長」とあるのは「港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長（以下単に「管轄公共職業安定所長」という。）と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第二項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用派遣労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二第一号中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第五十五条中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限（第四号及び第六号に掲げる事項に係るものに限る。）」と、「都道府県労働局長」とあるのは「管轄公共職業安定所長」とし、労働者派遣法施行規則第十九条ただし書、第二十二條第四号、第二十五条第三項及び第二十五条の五第二号の規定は、適用しない。

3 (略)

(指定の申請)

第二十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一、四 (略)

五 役員^{（略）}の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。）

（法第二十八条第三号の厚生労働省令で定める者）

第二十四条の二 法第二十八条第二項第三号ロの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により法第三十条に規定する業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

3・4 (略)

5 統括事業所の事業主が、当該統括事業所以外の事業所に^{（略）}法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、法人にあつては^{（略）}法第二項第一号イから二までに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。

6 申請者が当該申請に係る港湾における一般港湾運送事業等の事業主である場合においては、法人にあつては^{（略）}法第二項第一号ト及びチに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち同項第一号チに掲げるものを添付することを要しない。

（変更の届出等）

第十八条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第二項第六号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた法第十八条第一項に規定する港湾派遣元事業主（以下「港湾派遣元事業主」という。）が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行つてゐる場合において、当該港湾派遣元事業主が港湾労働者派遣事業を行つてゐる当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては^{（略）}法第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

（労働者派遣法施行規則の特例等）

第二十三条 (略)

2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長」とあるのは「港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長（以下単に「管轄公共職業安定所長」という。）と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第二項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用派遣労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第五十五条中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限（第四号及び第六号に掲げる事項に係るものに限る。）」と、「都道府県労働局長」とあるのは「管轄公共職業安定所長」とし、労働者派遣法施行規則第十九条ただし書、第二十二條第四号、第二十五条第三項及び第二十五条の五第二号の規定は、適用しない。

3 (略)

(指定の申請)

第二十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一、四 (略)

（新設）

（新設）

様式第 6 号 (第 3 面)

(日本産業規格 A 列 4)

10 8 欄には、申請者(申請者が未成年の場合、その法定代理人)、役員(法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人)及び第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。

様式第10号 (第1面)

様式第十号を次のように改める。

再 交 付 ※ 書 換		年月日 年 月 日
許 可 証 再 交 付 申 請 書 港 湾 労 働 者 派 遣 事 業 変 更 届 出 書 港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書		
1 許 可 番 号	2 許 可 年 月 日 年 月 日	
(ふりがな)		
3 氏名又は名称		
(ふりがな)		
4 法人にあっては、 その代表者の氏名		
(ふりがな)		
5 事業所の名称		
6 事業所の所在地	〒 () () - ()	
7 変更の内容		
変更に係る事項	変 更 後	変 更 前
(ふりがな)		
① 氏名又は名称	〒 () () - ()	〒 () () - ()
② 住 所	〒 () () - ()	〒 () () - ()
(ふりがな)		
③ 法人にあっては、その代表者の氏名		
④ 法人にあっては、その役員に氏名及び住所	(ふりがな) 氏名 住所	(ふりがな) 氏名 住所
(ふりがな)		
⑤ 事業所の名称		
⑥ 事業所の所在地	〒 () () - ()	〒 () () - ()
⑦ 港湾ごとの派遣事業対象業務の種類		
⑧ 港湾ごとの自らが営んでいる港湾運送事業の種類		
⑨ 派遣元責任者の氏名及び住所	(ふりがな) 氏名 住所	(ふりがな) 氏名 住所
8 港湾労働法第13条第3号及び同法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項 (該当がある場合のみ記載)		
精神の機能の障害による認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名		
1 役 員 (法人のみ。役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。)		2 派遣元責任者
氏 名 (ふりがな)		氏 名 (ふりがな)

様式第10号 (第2面)

9 再交付を申請する理由	
10 他の事業所における港湾労働者派遣事業の実施の状況	
① 事業所の名称	③ 事業所の所在地
② 許可番号	
備 考	

- 1 港湾労働法第15条第3項の規定により上記のとおり許可証の再交付を申請します。
- 2 港湾労働法第18条第3項又は第19条第1項の規定により上記のとおり届けます。
- 3 港湾労働法第18条第4項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により上記のとおり許可証の書換えを申請します。
- 4 届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者又は役員が未成年である場合、その法定代理人）は、港湾労働法第13条各号（個人にあつては第1号から第6号まで）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 5 港湾労働法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者でないこと、港湾労働法第13条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないこと及び港湾労働法施行規則第23条第2項で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

年 月 日

申請者
届出者

印

厚生労働大臣 殿

(日本産業規格A列4)

様式第10号 (第3面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないで下さい。
- 2 許可証の再交付を申請するときの記載方法
 - (1) 表題「港湾労働者派遣事業変更届出書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第2面下方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消して下さい。
 - (2) 7欄及び9欄には記載しないで下さい。
- 3 港湾労働者派遣事業において、7欄の②、③、④、⑧又は⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第2面下方1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消して下さい。また、7欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第2面下方の4の全文を、7欄の⑨の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第2面下方の5の全文を抹消して下さい。
 - (2) 7欄には、変更に係る事項のみを記載して下さい。
 - (3) 8欄には記載しないで下さい。
 - (4) 7欄の④又は⑨に係る変更の届出をしようとする場合には、9欄には記載しないで下さい。
- 4 港湾労働者派遣事業において、7欄の①、⑤、⑥又は⑦の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書」並びに第2面下方1、4及び5の全文を抹消して下さい。
 - (2) 7欄には、変更に係る事項のみを記載して下さい。
 - (3) 9欄には記載しないで下さい。
 - (4) 7欄の⑤又は⑥の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないで下さい。
- 5 8欄には、役員（役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び港湾労働法第23条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付して下さい。
- 6 10欄には、当該事業所の事業主が他に港湾労働者派遣事業を行っている事業所について記載して下さい。
- 7 港湾労働法施行規則第18条第3項の規定により添付書類を省略する場合は、備考欄にその旨並びに変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称及び許可番号並びに当該事業所の派遣元責任者として選任された年月日を記載して下さい。
- 8 第2面下方の 申請者
欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名
届出者
押印又は自筆による署名のいずれかにより記載して下さい。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。

様式第11号 (表面)

※ 変更許可年月 年 月 日

派遣事業対象業務変更許可申請書

1 許可番号 (ふりがな)	2 許可年月日 年 月 日		
3 氏名又は名称			
4 住 所 (ふりがな)	〒 () () -		
5 事業所の名称			
6 事業所の所在地	〒 () () -		
7 港湾ごとの自らが営んでいる港湾運送事業の種類			
港湾名	港湾運送事業の種類	港湾名	港湾運送事業の種類
8 派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
(ふりがな) 氏 名	職 名	住 所	
9 港湾労働法第13条第3号及び同法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項 (該当がある場合のみ記載)			
精神の機能の障害による認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名			
1 役 員 (法人のみ。役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。)		2 派遣元責任者	
氏 名 (ふりがな)		氏 名 (ふりがな)	
10 港湾ごとの派遣事業対象業務の種類 (変更前)		11 港湾ごとの派遣事業対象業務の種類 (変更後)	
港湾名	派遣事業対象業務の種類	港湾名	派遣事業対象業務の種類
12 派遣事業対象業務の種類の変更予定年月日		年 月 日	

港湾労働法第18条第1項の規定により上記のとおり派遣事業対象業務の種類の変更の許可を申請します。
申請者 (法人にあつては役員を含む。以下同じ。)(申請者が未成年の場合は、その法定代理人) は、
港湾労働法第13条各号 (個人にあつては第1号から第6号まで) のいずれにも該当せず、同法第23条の規
定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第
36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、港湾労働法第13条第1号、第2
号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないこと及び港湾労働法施行規則第23条第2項で読み替えて適
用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1
号に規定する基準に適合することを誓約します。

年 月 日

申請者

印

厚生労働大臣 殿

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号 (裏面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 表面下方の申請者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載して下さい。
- 3 「7 港湾ごとの自らが営んでいる港湾運送事業の種類」の欄には、自らが営んでいる港湾運送事業の種類を、「船内荷役作業」、「はしけ運送事業」、「沿岸荷役事業」、「いかだ運送事業」、「船舶貨物整備事業」、「倉庫荷役事業」及び「港湾荷役事業」の区分に従つて、港湾ごとに記載して下さい。
船内荷役事業：船内作業を行う事業
はしけ運送事業：はしけ作業を行う事業
沿岸荷役事業：沿岸作業を行う事業
いかだ運送事業：いかだ作業を行う事業
船舶貨物整備事業：船舶貨物整備作業を行う事業
港湾荷役事業：港湾荷役作業を行う事業
船内作業：港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
はしけ作業：港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為
沿岸作業：港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
いかだ作業：港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為
船舶貨物整備作業：港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
倉庫作業：港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）
港湾荷役作業：船内作業及び沿岸作業
- 4 9 欄には、役員（法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び港湾労働法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

5 「10港湾ごとの派遣事業対象業務の種類（変更前）」の欄及び「11港湾ごとの派遣事業対象業務の種類（変更後）」の欄には、労働者派遣により港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務の種類を、「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」、「倉庫作業」及び「港湾荷役作業」の区分に従って、港湾ごとに記載して下さい。

6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。

(日本産業規格 A 列 4)

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)
第十八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二十年厚生省令第四十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者) 第二条 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により食鳥処理の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 第二条の二 (略) 別表第一 (第二条の二関係) (略) 別表第二 (第二条の二関係) (略)	(新設) 第二条 (略) 別表第一 (第二条関係) (略) 別表第二 (第二条関係) (略)

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第十九条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(法第三条第一号の厚生労働省令で定める者) 第一条 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号、以下「法」という。)第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (法第七条第一号の厚生労働省令で定める者の範囲) 第一条の二 法第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一 三 (略) 二 九 (略) (死亡等の届出) 第十六条 精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者 二 法第三条第一号に該当するに至った場合 当該精神保健福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人 三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至った場合 当該精神保健福祉士又は法定代理人	(新設) (厚生労働省令で定める者の範囲) 第一条 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号、以下「法」という。)第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一 三 (略) 二 九 (略) (死亡等の届出) 第十六条 精神保健福祉士が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該精神保健福祉士又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 二 法第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合 (新設)

様式第二中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び「禁錮」を「禁錮」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)
第二十条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	改	正	前
(二種病原体等の所持の許可を与えない者) 第三十一条の六の二 法第五十六条の七第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により二種病原体等を適正に所持するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設) (傍線部分は改正部分)		

(介護保険法施行規則の一部改正)
第二十一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	改	正	前
(法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者) 第六十三条の五の二 法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設) (傍線部分は改正部分)		

(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正)
第二十二條 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成二十三年厚生労働省令第九十三号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	改	正	前
(法第四條第一項第三号の厚生労働省令で定める基準) 第二條 法第四條第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるところとする。 一 訓練を行う者 次のいずれにも該当する者であること。 イ チ (略) リ 次のいずれにも該当しない者であること。 (1) (2) (略) (3) 過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し重大な不正の行為をしたことを理由として、法第四條第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受けた者又は過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し重大な不正の行為をしたことにより、当該認定職業訓練が同条第一項各号のいずれかに適合しないものと厚生労働大臣が認めた者(当該認定の取消し又は同項各号列記の事項への不適合(以下この(3)において「認定の取消し等」という。))が、申請職業訓練を行うものとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係るものであつて、当該認定の取消し等の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に関し当該認定職業訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該認定職業訓練を行う者が当該認定の取消し等の理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、当該認定の取消しを受けた者又は当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人又は団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この(3)、(4)、(5)及び(6)において同じ。))又は役員であつた者を含む。)			(傍線部分は改正部分)		

(4) (1) (略)

(2) 精神の機能の障害により申請職業訓練を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(5) 申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあつては、役員のうち(1)から(4)までのいずれかに該当する者があるもの

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、その行った認定職業訓練(申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為(当該不適切な行為が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った認定職業訓練に係るものに限る。)をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者

二十九 (略)

(4) (1) (略)

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(新設)

(3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(1)から(2)までのいずれかに該当するもの

(4) 申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあつては、役員のうち(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるもの

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、その行った認定職業訓練(申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為(当該不適切な行為が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った認定職業訓練に係るものに限る。)をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者

二十九 (略)

第二十三条 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正
第二十三条 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十五年厚生労働省令第百三十八号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

第四条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 四 (略) 五 申請者が法第十八条第五号イからホまでのいずれにも該当しない旨の宣誓書 六 (略) 3 (略) (法第十八条第五号イの厚生労働省令で定める者) 第五条の二 法第十八条第五号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の許可の申請 第十條 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 三 (略) 四 申請者が法第三十一条第四号イからホまでのいずれにも該当しない旨の宣誓書 五 (略) 3 (略) (法第三十一条第四号イの厚生労働省令で定める者) 第三十一条の三 法第三十一条第四号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により臍帯血供給事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	第四条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 四 (略) 五 申請者が法第十八条第五号イから二までのいずれにも該当しない旨の宣誓書 六 (略) 3 (略) (新設) 第十條 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 三 (略) 四 申請者が法第三十一条第四号イから二までのいずれにも該当しない旨の宣誓書 五 (略) 3 (略) (新設)
---	--

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)
第二十四条 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後

(法第十二条の五第四項第一号の厚生労働省令で定める者)

第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第十二条の五第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第一条の二・第一条の三 (略)

(検査証票)

第二条 法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。

(児童福祉法施行規則の準用)

第六条 児童福祉法施行規則第一章の四(第六条の二の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の十一第二項	前条第二項各号	厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「特区法施行規則」という。)第一条の二第二項各号
第六条の十一第二項から第四項まで	前条第二項各号	特区法施行規則第一条の二第二項各号
(略)	(略)	(略)

(読替規定)

第七条 法第十二条の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第一条の二第四項、第一条の三第一項、第四条及び前条の規定の適用については、第一条の二第四項、第一条の三第一項及び第四条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市(以下単に「試験実施指定都市」という。)の長」と、同令第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の二十まで、第六条の二十三、第六条の二十五から第六条の二十九まで及び

改 正 前

(新設)

第一条・第一条の二 (略)

(検査証票)

第二条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。

(児童福祉法施行規則の準用)

第六条 児童福祉法施行規則第一章の四(第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の十一第二項	前条第二項各号	厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「特区法施行規則」という。)第一条第二項各号
第六条の十一第二項から第四項まで	前条第二項各号	特区法施行規則第一条第二項各号
(略)	(略)	(略)

(読替規定)

第七条 法第十二条の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第一条第四項、第一条の二第二項、第四条及び前条の規定の適用については、第一条第四項、第一条の二第二項及び第四条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市(以下単に「試験実施指定都市」という。)の長」と、同令第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の二十まで、第六条の二十三、第六条の二十五から第六条の二十九まで及び第六条の

(傍線部分は改正部分)

第六条の三十四から第六条の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六条の二十六第一項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

第二号様式中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により国家資格特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部改正)
第二十五条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則(平成二十九年厚生労働省令第百二十五号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後		改正前	
(許可)		(許可)	
第一条 (略)	第一条 (略)	第一条 (略)	第一条 (略)
2 法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	2 法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	2 法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	2 法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者(以下「養子縁組あつせん責任者」という。)の勤務形態	二 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の勤務形態	二 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の勤務形態	二 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の勤務形態
三 役員及び養子縁組あつせん責任者の精神の機能の障害の有無	三 (新設)	三 (新設)	三 (新設)
四・五 (略)	三・四 (略)	三・四 (略)	三・四 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)	3・4 (略)	3・4 (略)
5 法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。	5 法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。	5 法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。	5 法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 養子縁組あつせん責任者の履歴書及び第十八条第一項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類	三 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の履歴書及び第十八条第一項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類	三 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の履歴書及び第十八条第一項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類	三 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の履歴書及び第十八条第一項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類
四・六 (略)	四・六 (略)	四・六 (略)	四・六 (略)
七 役員又は養子縁組あつせん責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員又は養子縁組あつせん責任者が精神の機能の障害を有する場合に限る。)	四・六 (新設)	四・六 (新設)	四・六 (新設)
(許可の欠格事由)	(新設)	(新設)	(新設)
第二条の二 法第八条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により養子縁組あつせん事業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	(業務の質の評価等)	(業務の質の評価等)	(業務の質の評価等)
九条の二 法第二十一条第一項の評価機関(以下この条において「評価機関」という。)は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。	九条の二 法第二十一条第一項の評価機関(以下この条において「評価機関」という。)は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。	九条の二 法第二十一条第一項の評価機関(以下この条において「評価機関」という。)は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。	九条の二 法第二十一条第一項の評価機関(以下この条において「評価機関」という。)は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 役員のうちに法第八条第二号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。	三 役員のうちに法第八条第一号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。	三 役員のうちに法第八条第一号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。	三 役員のうちに法第八条第一号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。
四・五 (略)	四・五 (略)	四・五 (略)	四・五 (略)
215 (略)	215 (略)	215 (略)	215 (略)
(養子縁組あつせん責任者)	(養子縁組あつせん責任者)	(養子縁組あつせん責任者)	(養子縁組あつせん責任者)
第十八条 養子縁組あつせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であつて、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。	第十八条 法第三十六条第二項の養子縁組あつせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であつて、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。	第十八条 法第三十六条第二項の養子縁組あつせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であつて、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。	第十八条 法第三十六条第二項の養子縁組あつせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であつて、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。
一・七 (略)	一・七 (略)	一・七 (略)	一・七 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)

(傍線部分は改正部分)

様式第一号 (第一面)

(日本産業規格 A 列 4)

養子縁組あっせん事業許可申請書
養子縁組あっせん事業許可有効期間更新申請書

① 年 月 日

都道府県知事 (市長) 殿

(ふりがな)

②申請者 名 称

(ふりがな)

代表者 氏 名

印

1. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 法第 12 条第 2 項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

③許 可 番 号	(有効期間の末日 年 月 日)	
(ふりがな) ④法人の名称		
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 □□□□ - □□□□ 電話 ()	
(ふりがな) ⑥代表者氏名等	氏 名	住 所
(ふりがな) ⑦役員氏名等	氏 名	住 所
⑧精神の機能の 障害の有無	有 無	氏 名
	役員 (有・無) 養子縁組あっせん責任者 (有・無)	
⑨兼 業 の 種 類 ・ 内 容	1. 2. 3.	
	4. 5. 6.	

様式第一号を次のように改める。

様式第一号 (第二面)

(日本産業規格 A 列 4)

養子縁組あっせん事業を行う事業所に関する事項

⑩事 業 所		
名 称	所 在 地	
土地面積	建物面積	建物構造
m ²	m ²	
⑪養子縁組あっせん責任者		
氏 名	住 所	
経 歴	勤務形態	研修の受講状況
		修了 (年 月) ・ 受講予定
⑫担当者氏名等		
職	氏 名	電話番号

⑩事 業 所		
名 称	所 在 地	
土地面積	建物面積	建物構造
m ²	m ²	
⑪養子縁組あっせん責任者		
氏 名	住 所	
経 歴	勤務形態	研修の受講状況
		修了 (年 月) ・ 受講予定
⑫担当者氏名等		
職	氏 名	電話番号

⑬取次機関

名 (ふりがな) 称	
住 (ふりがな) 所	
事 業 内 容	

申請者 (法人の役員を含む。) は、法第 8 条各号のいずれにも該当せず、法第 36 条第 1 項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者は法第 8 条第 2 号から第 7 号までに該当しない者であつて、かつ、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則 (平成 29 年厚生労働省令第 110 号。以下「規則」という。) 第 18 条第 1 項各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有することを誓約します。

様式第一号 (第三面)

<記載要領>

- 1 養子縁組あっせん事業の許可を申請する場合には、表題中「養子縁組あっせん事業有効期間更新申請書」の文字を抹消し、及び2の全文を抹消すること。
また、養子縁組あっせん事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「養子縁組あっせん事業許可申請書」の文字を抹消し、及び1の全文を抹消すること。
- 2 ①欄には、申請書を都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 3 複数の都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に事業所を設けて養子縁組あっせん事業を行う場合、それぞれの都道府県知事等に対し許可の申請をすること。
- 4 ②欄には、許可の申請者である法人の名称及び代表者の氏名を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 ③欄は、有効期間の更新申請の場合のみ、許可番号、許可の有効期間の末日を記載すること。
- 6 ④欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の名称を記載すること。
- 7 ⑤欄には、申請を行う都道府県等における、養子縁組あっせん事業を行う法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 8 ⑧欄には、役員及び養子縁組あっせん責任者の精神の機能の障害の有無について、それぞれ「有」か「無」のいずれかに丸を付すとともに、「有」の場合は、その者の氏名を記載すること。
- 9 ⑨欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。
- 10 ⑩欄には、養子縁組あっせん事業を行う事業所を全て記載すること。「建物構造」欄には、木造、鉄骨造、RC造、SRC造の別を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 11 ⑪欄には、事業所ごとに選任することとされている養子縁組あっせん責任者の氏名等を記載すること。「経歴」欄には、規則第 18 条第 1 項各号に掲げる資格又は経験のうち有するものを記載すること。「勤務形態」欄には、常勤・非常勤の別を記載するとともに、非常勤の場合は勤務状況を具体的に記載すること。「研修の受講状況」欄には、規則第 18 条第 2 項の厚生労働大臣が認める研修について、修了している場合は修了に丸を付すとともに修了した年月を記載し、修了していない場合は受講予定に丸を付すこと。
- 12 ⑫欄には、それぞれの事業所における担当者の職・氏名・電話番号を記載すること。
- 13 ⑬欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

<添付書類>

☐ 定款その他の基本的約款を記載した書類

☐ 業務方法書（法第 6 条第 3 項第 2 号に規定する養子縁組あっせん事業の実施方法を記載した書類）

☐ 国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合は、当該国際的な養子縁組のあっせんの相手先国に関する書類（取次機関を利用しようとする場合は、あわせて当該取次機関に関する書類）

☐ 養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの当該あっせん事業に係る事業計画書

☐ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書

☐ 手数料表（様式第 2 号）

☐ 登記事項証明書

☐ 役員の履歴書

☐ 養子縁組あっせん責任者の履歴書及び規則第 18 条第 1 項各号に規定する資格又は経験を有することを証する書類

☐ 事業所ごとの施設の概要を記した書類

☐ 役員又は養子縁組あっせん責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員又は養子縁組あっせん責任者が精神の機能の障害を有する場合に限る。）

※ 法第 6 条第 1 項の許可を受けた後、上記添付書類に変更があった場合には、遅滞なく都道府県知事に変更後の書類を提出すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、
第十一条（職業能力開発促進法施行規則様式第一号の改正規定に限る。）の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十一条（同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。）、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第九十条の規定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第六項の改正規定に限る。）の施行前に行われる職業訓練指導員試験に係る職業訓練指導員試験受験申請書の様式については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則様式第一号にかかわらず、なお従前の例による。
（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第三条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

改正後

(帳簿の作成と保存)

第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

一・二 (略)

三 各月におけるコンサルタント則第十九条第二項の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数

四 (略)

改正前

(帳簿の作成と保存)

第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

一・二 (略)

三 各月におけるコンサルタント則第十九条の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数

四 (略)

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)
第四条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(社会福祉士の養成施設の指定基準)

第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第三第二項各号に掲げる者

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

改正前

(社会福祉士の養成施設の指定基準)

第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第二第二項各号に掲げる者

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第二第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

(3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三八項に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したものを
(4) (5) (略)

二 (略)

第四条 法第七条第三号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 昼間課程及び夜間課程に係る基準
イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三三項各号に掲げる者

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したものの
(3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三九項各号に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したものを

二 (略)
ロスト (略)

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）
第五号 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百四十九号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

第十四条 平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する新規制第八号、第十号、第十九号、第二十条、第二十九号の二及び第五十五号の規定の適用については、新規制第八号第一項中「法第十一号」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一号第一項前段」と、「法第五号第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち、法第五号第二項第四号」と、「当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）」を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第五号）」とあるのは「労働

(3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第二八項に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したものを
(4) (5) (略)

二 (略)

第四条 法第七条第三号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 昼間課程及び夜間課程に係る基準
イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第二三項各号に掲げる者

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第二六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したものの
(3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第二九項各号に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したものを

二 (略)
ロスト (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 前

第十四条 平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する新規制第八号、第十号、第十九号、第二十条、第二十九号の二及び第五十五号の規定の適用については、新規制第八号第一項中「法第十一号」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一号第一項前段」と、「法第五号第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち、法第五号第二項第四号」と、「当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）」を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第五号）」とあるのは「労働

者派遣事業変更届出書（様式第五号）と、同条第三項中「法第十一条第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出」とあるのは「届出」と、「労働者派遣事業変更届出書又は労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第一条の第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）とあるのは「労働者派遣事業変更届出書には、第一条の第二項に規定する書類（同項第一号イからホまで、チ（労働者派遣事業を行う事業所に係る権利関係を証する書類に限る。以下この項において同じ。）及びリ（受講証明書に係る部分を除く。以下この項において同じ。）並びに同項第二号イからハまで及び二（同項第一号チ及びリに係る部分に限る。）に掲げる書類に限る。）のうち当該変更事項に係る書類」と、同条第四項中「法第五号第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項であつて法第五号第二項第四号」と、履歴書及び受講証明書」とあるのは「履歴書」と、新規規則第十條中「十日以内に、労働者派遣事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて」とあるのは「十日以内に」と、新規規則第十九條中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、法第八條第三項、法第十一條第一項若しくは第四項又は第四條第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」のうちに、平成一項若しくは第四項のうち、平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち、新規規則第二十條中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、書類（許可証を除く）」とあるのは「書類」と、第一条の第二項、第五條第二項又は第八條第二項若しくは第三項」とあるのは「第八條第三項」と、新規規則第二十九條の二第一号中「過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること」とあるのは「派遣労働者に係る雇用の適正な実施のために必要な知識を有していること」と、新規規則第五十五條各号列記以外の部分中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限（第一号に掲げるものを除く。）及び平成二十七年改正法附則第六条第五項の規定による命令に係る厚生労働大臣の権限」と、同条第六号中「第五十條」とあるのは「第五十條（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号。以下「平成二十七年改正政令」という。）第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第七号中「第五十一條」とあるのは「第五十一條（平成二十七年改正政令第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の一部改正）

第六條 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成三十年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條の表改正前欄及び改正後欄の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第十八條の表改正前欄及び改正後欄の社会福祉士養成施設指定規則第三條第一号イ(2)中「第一条の二第五項」を「第一条の三第五項」に改め、同表改正前欄及び改正後欄の同令第三條第一号イ(3)中「第一条の二第八項」を「第一条の三第八項」に改め、同表改正前欄及び改正後欄の同令第四條第一号イ(2)中「第一条の二第六項各号」を「第一条の三第六項各号」に改め、同表改正前欄及び改正後欄の同令第四條第一号イ(3)中「第一条の二第九項各号」を「第一条の三第九項各号」に改める。

（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第七條 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成三十年厚生労働省令第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

者派遣事業変更届出書（様式第五号）と、同条第三項中「法第十一条第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出」とあるのは「届出」と、「労働者派遣事業変更届出書又は労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第一条の第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）とあるのは「労働者派遣事業変更届出書には、第一条の第二項に規定する書類（同項第一号イからニまで、ト（労働者派遣事業を行う事業所に係る権利関係を証する書類に限る。以下この項において同じ。）及びチ（受講証明書に係る部分を除く。以下この項において同じ。）並びに同項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号ト及びチに係る部分に限る。）に掲げる書類に限る。）のうち当該変更事項に係る書類」と、同条第四項中「法第五號第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六條第一項の届出書に記載すべきこととされた事項であつて法第五號第二項第四号」と、履歴書及び受講証明書」とあるのは「履歴書」と、新規規則第十條中「十日以内に、労働者派遣事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて」とあるのは「十日以内に」と、新規規則第十九條中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、法第八條第三項、法第十一條第一項若しくは第四項又は第四條第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」のうちに、平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち、新規規則第二十條中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、書類（許可証を除く）」とあるのは「書類」と、第一条の第二項、第五條第二項又は第八條第二項若しくは第三項」とあるのは「第八條第三項」と、新規規則第二十九條の二第一号中「過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること」とあるのは「派遣労働者に係る雇用の適正な実施のために必要な知識を有していること」と、新規規則第五十五條各号列記以外の部分中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限（第一号に掲げるものを除く。）及び平成二十七年改正法附則第六条第五項の規定による命令に係る厚生労働大臣の権限」と、同条第六号中「第五十條」とあるのは「第五十條（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号。以下「平成二十七年改正政令」という。）第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第七号中「第五十一條」とあるのは「第五十一條（平成二十七年改正政令第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

様式第11号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	年 月 日

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則様式第十一号の改正規定を次のように改める。

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)			
1 氏名又は名称			
2 住 所	〒 () () -		
(ふりがな)			役 名
3 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな)			
4 事業所の名称			
5 事業所の住所	〒 () () -		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	
7 産業分類	名称		分類 番号
8 事業年度の開始の日及び当 該事業年度の終了の日	~		
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	許可・届出番号
10 親会社の名称			備考
①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・届出番号		
11 請負事業の実施	1 有	2 無	うち構内請負の実施
			1 有 2 無
12 労働者派遣事業の売上高		13 請負事業の売上高	
14 備考			

※労働局記入欄

様式第11号 (第2面)

(日本産業規格A列4)

1 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間 が1年以上の 派遣労働者	うち同じ職場 に1年以上派 遣見込みの者	通算雇用期間 が1年未満の 派遣労働者	うち同じ職場 に1年以上派 遣見込みの者
①全労働者		—	—	—	—
②派遣労働者総計					
③無期雇用派遣労働者					
④有期雇用派遣労働者					
⑤日雇派遣労働者					
⑥登録者 ※		—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 海外派遣労働者数 (実人数)

(3) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日 以下のもの	7日を超え1月 以下のもの	1月を超え2月 以下のもの	2月を超え3月 以下のもの	3月を超え6月 以下のもの	6月を超え12 月以下のもの	1年を超え3年 以下のもの	3年を超えるも の	労働者派遣契約がな かった

(4) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号		教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
教育の内容					
イ					
ロ					
ハ					
ニ					
ホ					

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地

②その他の教育訓練 (①及び (9) に係るものを除く)

訓練の内容		訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別	1人当たりの平均実施時間
		1 OJT 2 OFF-JT	1 事業主・派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給	
イ						
ロ						
ハ						

(5) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に移った労働者数 (人)

(6) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数		第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数				教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置	
計											
3年見込み											
2年半から3年末見込み											
2年から2年半末見込み											
1年半から2年末末見込み											
1年から1年半末末見込み											
1年末末見込み (※1)											

※1 「1年末末見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

様式第11号 (第3面)

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(口雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額/記載業務の合計数								
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者								
11 その他の技術者								
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師								
13 保健師、助産師、看護師								
14 医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者								
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機械操作員								
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								

様式第11号 (第4面)

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52								
53 製品製造・加工処理従事者								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 製品検査従事者								
57								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 探掘従事者								
70 選搬従事者								
71 積搬従事者								
72 包装従事者								
99 分類不能の職業								

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 4-1～4-18の合計額/記載業務の合計数			
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 搭乘			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	
書類の備付け	
その他 ()	

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者					
11 その他の技術者					
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師					
13 保健師、助産師、看護師					
14 医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者					
26 会計事務従事者					
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ～iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ～iv の合計)

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤ の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 総務		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OA インストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤ の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	

様式第11号 (第10面)

記載要領

第1面

- 1 「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。
なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「平成27年改正法」という。）附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業（以下「旧特定労働者派遣事業」という。）に係る事業所においては、本欄には何も記載せず、14欄に届出年月日及び届出受理番号を記載すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 6欄及び7欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあつては直近の更新時、平成27年9月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所及び旧特定労働者派遣事業に係る事業所においては、報告対象期間（第1面の8欄をいう。以下同じ。）末日）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があつた場合は、最新の分類に基づいて記載すること。6欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者を指すこと。
- 4 8欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。なお、旧特定労働者派遣事業に係る事業所のうち、事業年度の途中で労働者派遣事業の許可を受けた事業所については、当該旧特定労働者派遣事業の事業年度の開始の日から当該旧特定労働者派遣事業の廃止日まで及び労働者派遣事業の許可日から当該労働者派遣事業の事業年度の終了の日までを報告対象期間とする事業報告をそれぞれ作成し、提出すること。
- 5 10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の3第2項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、14欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。
- 6 11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。
- 7 12欄及び13欄については、決算後の金額を記載すること。

1 年度報告

第2面

- 1 (1) 欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 (1) 欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者を、「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。
- 3 (1) 欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の4第1項に規定する日雇派遣労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。
- 4 (1) 欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であつて、既に雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。
- 5 (1) 欄の「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が1年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して1年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して1年以上である派遣労働者をいうこと。

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第11面)

- 6 (2) 欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 7 (3) 欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
- 8 (3) 欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。(3) 欄の①欄が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
- 9 (3) 欄の③欄については、報告対象期間（第1面の8欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名を記載すること。(3) 欄の①欄が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、(3) 欄の③欄には記載の必要がないこと。
- 10 (4) 欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 11 (4) 欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 12 (4) 欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 13 (4) 欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 14 (4) 欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 15 (4) 欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 16 (4) 欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 17 (4) 欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 18 (4) 欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 19 (5) 欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。
- 20 (6) 欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。
- 21 (6) 欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合については、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。
- 22 (6) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 23 (6) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 24 (6) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「左記のうち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。
- 25 (6) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民間職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

様式第11号 (第12面)

(日本産業規格A列4)

第3面から第5面まで

- 26 (7) 欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 27 (7) 欄の①欄及び①の(続)欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者(日雇派遣労働者を除く。)の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」(獣医師を除く。)等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 28 (7) 欄の②欄には、報告対象期間(第1面の8欄)内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。)第4条第1項第1号から第18号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。
- 29 (7) 欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金(消費税を含む。)を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間(1日)業務に従事したものとして算定すること(小数点以下は四捨五入)。①欄及び①の(続)欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。
- 30 (7) 欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「賃金」(労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。)については、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間(第1面の8欄)内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間(1日)業務に従事したものとして算定すること(小数点以下は四捨五入)。なお、①欄及び①の(続)欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。
- 31 (8) 欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること(複数選択可)。

様式第11号 (第13面)

第6面

- 32 (9) キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 33 (9) 欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 34 (9) 欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 35 (9) 欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 36 (9) 欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 37 (9) 欄の③欄については、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、1年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は1年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「1 フルタイム(1年以上雇用見込み)」、「2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)」、「3 1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。
- 38 (9) 欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 39 (9) 欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 40 (9) 欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。
- 41 (9) 欄の③欄の「(上段)実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計(受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
おって、40の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「(上段)実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
「(下段)受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと(例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること)。
- 42 (9) 欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 43 (9) 欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償(実費負担なし)」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償(実費負担あり)」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 44 (9) 欄の③欄の「賃金支給の別」において、「1 有給(無給部分なし)」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給(無給部分あり)」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 45 (9) 欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償(実費負担なし)」、「賃金支給の別」が「1 有給(無給部分なし)」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの(厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練)のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 46 (9) 欄の③欄の「1～3年目のaの合計(c)」及び「1～3年目のbの合計(d)」については、それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。
また、「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)」には、上述の(c)を(d)で除して算出された数字を記載すること。
- 47 (9) 欄の③欄については、上記44を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記45を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 48 (9) 欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号 (第14面)

記載要領

Ⅱ 6 月 1 日現在の状況報告

第 7 面から第 9 面まで

- 1 1 欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる 6 月 1 日現在（6 月 1 日が日曜日に当たる場合は 6 月 2 日現在とし、土曜日に当たる場合は 6 月 3 日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 1 欄の①欄、②欄、②の（続）欄、③欄及び⑤欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第 30 条の 5 に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
- 3 1 欄の②欄及び②の（続）欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる 6 月 1 日現在、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる 6 月 1 日現在においてもつと多く従事した業務に従事したものとする。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」（獣医師を除く。）等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。
- 4 1 欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる 6 月 1 日現在において労働者派遣法附則第 4 項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 5 1 欄の④欄の「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者の実人数」には、6 月 1 日現在における労働者派遣法第 40 条の 2 第 1 項第 2 号から第 5 号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数（1 欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる 6 月 1 日現在においてもつと該当する事項に記載すること。
- 6 1 欄の⑤欄の「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第 2 号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第 3 号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第 28 条の 3 第 1 項第 1 号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第 4 条第 2 項第 3 号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第 28 条の 3 第 1 項第 2 号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつと主たる理由と考えられるものに算定すること。
- 7 1 欄の⑥欄の「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数」には、6 月 1 日現在における労働者派遣法附則第 4 項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数（1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。
- 8 1 欄の⑦欄の「日雇派遣労働者の業務別実人数」には、6 月 1 日現在における労働者派遣法施行令第 4 条第 1 項第 1 号から第 18 号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数（1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる 6 月 1 日現在においてもつと多く従事した業務に従事したものとする。
- 9 1 欄の⑧欄の「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数」には、6 月 1 日現在における労働者派遣法第 40 条の 2 第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる 6 月 1 日現在においてもつと該当する事項に記載すること。
- 10 2 欄には、6 月 1 日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数（同日に派遣されている労働者を含み、過去 1 年以内において派遣されたことがない派遣労働者を除く。）を記載すること。
- 11 3 欄には、報告の対象となる 6 月 1 日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、6 月 1 日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

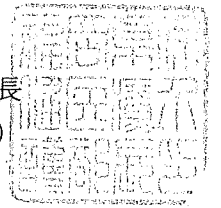
1医指第1370号

令和元年9月18日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
一般社団法人福岡県医療法人協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「医療法人の機関について」等の一部改正について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

また、当該通知について、貴会員へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

福岡県保健医療介護部医療指導課
医療指導係

TEL : 092-643-3274

FAX : 092-643-3277

E-Mail : iryo@pref.fukuoka.lg.jp

元年 9.19

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「医療法人の機関について」等の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人法」という。）により、医療法人制度を含む各制度において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）等に改正されました。

それに伴い、成年被後見人法により改正された法律の個別審査規定における省令への委任事項等を厚生労働省令で整備する等の所要の改正を行うため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 46 号）が公布され、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の改正が行われました。その内容については、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）（令和元年 9 月 13 日医政発 0913 第 3 号厚生労働省医政局長通知）により本日、通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記のとおり改正し、本年 9 月 14 日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

第 1 施行期日

令和元年 9 月 14 日（成年被後見人法の施行の日）から施行すること。

第 2 改正を行う通知

- 「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号）別添 1
- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号）別添 2

○「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～2 （略） 3 評議員及び評議員会に関する事項について（法第 46 条の 4 から第 46 条の 4 の 7 関係） (1) 評議員について ① （略） ② ただし、次に該当する者は評議員となることができないこと。 イ （略） □ <u>精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> ③～⑤ （略） (2) ～ (6) （略） 4～10 （略） 第 2～第 3 （略） （参考法令） （略）	第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～2 （略） 3 評議員及び評議員会に関する事項について（法第 46 条の 4 から第 46 条の 4 の 7 関係） (1) 評議員について ① （略） ② ただし、次に該当する者は評議員となることができないこと。 イ （略） □ <u>成年被後見人又は被保佐人</u> ③～⑤ （略） (2) ～ (6) （略） 4～10 （略） 第 2～第 3 （略） （参考法令） （略）

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年 3 月 1 日健政発第 1 1 0 号）の「別添」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営			I 組織運営		
1 (略)			1 (略)		
2 役員			2 役員		
(1)～(2) (略)			(1)～(2) (略)		
(3) 適格性	1 (略)		(3) 適格性	1 (略)	
	2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第 46 条の 5 第 5 項 ・欠格事由 ① <u>精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> ②、③ (略)		2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第 46 条の 5 第 5 項 ・欠格事由 ① <u>成年被後見人又は被保佐人</u> ②、③ (略)
(4)～(6) (略)			(4)～(6) (略)		
3 評議員（財団法人医療法人）	1 (略)		3 評議員（財団法人医療法人）	1 (略)	
	2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第 46 条の 4 第 2 項・欠格事由 ① <u>精神の機能の障害によ</u>		2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第 46 条の 4 第 2 項・欠格事由 ① <u>成年被後見人又は被</u>

4、5 (略) Ⅱ～Ⅳ (略)	でも同様である。)	<u>り職務を適正に行うに当</u> <u>たって必要な認知、判断</u> <u>及び意思疎通を適切に行</u> <u>うことができない者</u> ②、③ (略)	4、5 (略) Ⅱ～Ⅳ (略)	同様である。)	<u>保佐人</u> ②、③ (略)
-------------------------------	------------------	--	-------------------------------	----------------	----------------------------------